

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号）抄  
 （第三十三条関係（平成十九年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、<u>第十八項及び第十九項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。</u>この場合において、<u>廃止前農林共済法等の規定の適用に</u>関し必要な技術的読替えその他<u>廃止前農林共済法等の規定の適用に</u>関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、<u>第十五項、第十八項及び第十九項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され</u></p>	<p>附則</p> <p>（移行年金給付）</p> <p>第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十二項まで、<u>第十四項及び第十五項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。</u>この場合において、<u>廃止前農林共済法等の規定の適用に</u>関し必要な技術的読替えその他<u>廃止前農林共済法等の規定の適用に</u>関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、<u>第十四項及び第十五項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止され</u></p>

、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3）11（略）

12 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（平成十七年四月以後の月分として支給されるものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。）であるときのその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

13 厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者（平成十九年四月一日以後に廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。）について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

14 移行農林共済年金のうち遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるものに限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

15 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

16 移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなさ

たものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3）11（略）

12 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（平成十七年四月以後の月分として支給されるものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときのその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

れた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定された場合における第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。）の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

17 | 19 | (略)

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職共済年金の額（移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第八項及び第九項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しく

13 | 15 | (略)

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職共済年金の額（移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第五項、第九項及び第十項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

は第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

5・6 (略)

第三十二条 (略)

2}4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職共済年金の額(廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。

(特例障害共済年金の支給)

5・6 (略)

第三十二条 (略)

2}4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職共済年金の額(廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

(特例障害共済年金の支給)

第三十六条 (略)

2、4 (略)

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における障害共済年金の額(廃止前農林共済法第四十条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該障害共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

6・7 (略)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職年金の額(当該退職年金の受給権者の附

第三十六条 (略)

2、4 (略)

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における障害共済年金の額(廃止前農林共済法第四十条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

6・7 (略)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職年金の額(国民年金法第二十七条の四若

則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6～10 (略)

(特例減額退職年金の支給)

しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6～10 (略)

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における減額退職年金の額(当該減額退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

4 5 7 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における障害年金の額(当該障害年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における減額退職年金の額(国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額)

4 5 7 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 (略)

二 施行日以後における障害年金の額(国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用が

七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

5～8 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2～7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 (略)

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、同法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該老齢厚生年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

ないものとして政令で定めるところにより算定した額)

5～8 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2～7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 (略)

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

<p>9 (略)</p> <p>(特例遺族農林年金の支給)</p> <p>第四十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第四項、第六十一条第一項、第六十二条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>9 (略)</p> <p>(特例遺族農林年金の支給)</p> <p>第四十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項、第六十一条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。</p> <p>4 (略)</p>
---	--